

〔災害復旧貸付の概要〕

【対象者】

災害により被害を被った中小企業・小規模事業者

【金利】（いずれも平成28年12月22日現在、貸付期間5年の場合）

- 日本政策金融公庫
 - 中小企業事業 → 基準利率1.21%
 - 国民生活事業 → 基準利率（災害貸付）1.31%
- 商工組合中央金庫 → 所定の利率（相談の上決定）

【貸付限度額】

- 日本政策金融公庫
 - 中小企業事業 → 別枠で1億5,000万円
（代理貸付：7,500万円）
 - 国民生活事業 → 各貸付制度の限度額に上乗せ3,000万円
（代理貸付：1,500万円）
- 商工組合中央金庫 → 別枠で1億5,000万円

【貸付期間】

- 日本政策金融公庫
 - 中小企業事業
 - 設備15年以内・運転10年以内（据置期間2年以内）
 - 国民生活事業 → 適用する各貸付制度の貸付期間に準ずる
※普通貸付を適用した場合は10年以内（据置期間2年以内）
- 商工組合中央金庫
 - 設備15年以内・運転10年以内（据置期間2年以内）

【担保特例】

日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業）
→ 直接貸付・代理貸付とも、弾力的に取り扱う。